

【資料 1】

「茨城県災害ボランティア」登録システムのイメージ図

【名簿登録の基本スキーム】

- 1 本制度は災害ボランティア活動に資する情報の「登録者へのプッシュ型情報発信」を主目的とし、登録にはメールアドレスの保有を必須とする。
- 2 登録希望者は web 上の登録フォームで登録する。
- 3 登録の有効期間は年度末とし、年度ごとに新規登録する。(再登録依頼メールを送信)

